

## 家の探し方、借り方

### ○民間の賃貸住宅

民間の借家やアパートを探すときは、不動産会社を利用すると便利です。不動産会社は、駅の近くなどで営業しています。希望する家賃、広さ、交通手段などを言うと、希望にあった借家やアパートを紹介してくれます。

家を借りる時には、家賃のほかに家主に払う敷金、礼金、不動産会社へ払う仲介料などが必要です。これらを合計すると、家賃の5～6か月分ぐらいになります。

契約する時は、原則として保証人が必要です。

部屋を借りる際にお困りの場合は、住宅確保要配慮者（低所得者や被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している家庭、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する人たち）に対する市の相談窓口があります。

問い合わせ先            すまいづくり推進課            0798-35-3778

### ○敷金

敷金とは、契約する時、家主に預けるお金です。家賃の1～3か月分を支払うことが多く、退去する時に、家賃の未納分や修理のために使われます。その費用を引いて、残りがあれば返ってきます。

### ○礼金

礼金とは、契約の時、家主に支払うお金です。家賃の1～2か月分を支払うことが多く、退去するとき返ってきません。

### ○仲介料

仲介料とは、部屋を紹介してくれた不動産会社へ支払う手数料です。通常、家賃の1か月分を支払います。

### ○公営住宅

都道府県や市区町村には、住宅に困っている人のための公営住宅があります。公募により入居者を決定しますが、応募するには収入などの条件があり、入居申し込み時期も決められています。また、高齢者や障害者などの優先枠を設けている場合もあります。

問い合わせ先

- ・ 兵庫県営住宅 阪神南管理センター            0798-23-1090
- ・ 西宮市営住宅 管理センター            0798-35-5028

※注    詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。